

○ 令和5年度厚生労働省当初予算時点によるハード整備事業一覧（補助事業者別）

※(3)定期借地権一時金支援事業及び(5)民有地マッチング事業は省略

区分		主な補助単価 (上限額)等	補助対象施設	事業実施 施設種別	県補助事業 県→事業者	市町実施事業 県→市町	市町補助事業 県→市町→事業者
(1)ア 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築	・災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築に対する助成	特養：4,880千円/床 老健：61,000千円/施設等	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	—
(1)イ 災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の改築	・災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）に所在する老朽化等した広域型施設の改築に対する助成	特養：4,880千円/床 老健：61,000千円/施設等	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	—
(2) 大規模改修時に合わせた介護ロボット・センサー、ICTの導入に対する助成 ※令和5年度までの実施	・大規模改修時に合わせたロボット・センサー、ICTの導入に対する助成	特養：458千円/床 定期巡回・訪問介護看護：7,630千円/施設等	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	○
				市町所管	—	○	○
(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	ア 既存施設のユニット化改修(注1) イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修	個室→ユニット化：1,300千円/床 多床室→ユニット化：2,600千円/床 プライバシー化：800千円/床	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	○
				市町所管	—	○	○
	ウ 介護療養型医療施設等転換整備 ・介護療養型医療施設からの転換整備に対する助成 エ 看取り環境整備 ・看取り及び家族等の宿泊のための個室確保のための施設改修に対する助成 オ 共生型サービス事業所の整備 ・介護事業所における障害者の受入れに必要な改修・設備に対する助成(注2)	創設：2,440千円/床 改築：3,020千円/床 改修：1,220千円/床	定員29人以下の地域密着型施設等	県・中核市所管	○	—	—
				県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	○
(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	ア 簡易陰圧装置の設置 イ ソーニング環境等の整備 a ユニット型施設の玄関室設置 b 従来型個室・多床室のソーニング c 家族面会室の整備 ウ 多床室の個室化	ア：4,710千円/台（ただし、居室のみ） イa：1,090千円/箇所 b：6,540千円/箇所 c：3,820千円/施設 ウ：1,070千円/床	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	○
				市町所管	—	○	○
(5) 介護職員の寄宿施設整備事業	・介護施設等の介護職員用宿舎の整備に対する助成 ※令和5年度までの実施	事業費の1/3 整備基準面積は介護職員1人あたり33㎡ 家賃設定が近隣類似と比較して低廉であること	定員30人以上の広域型施設	県所管	○	—	—
				中核市所管	—	○	○
				市町所管	—	○	○

※詳細な事業内容については、別添の国要綱「介護施設等の整備に関する事業」を参照してください

※詳細な補助単価・補助対象施設等については、別添の国要綱「介護施設等の整備に関する事業」の単価表を参照してください

(注1) 広域型特養の一部をユニット化改修することで、地域密着型特養となる場合は、県補助事業とする。

(注2) 一部の通所系サービスのみ対象。共生型サービスの指定を受ける必要がある。

○ 令和5年度厚生労働省当初予算によるハード整備事業一覧（補助対象サービス別）

介護サービスの種類	(1)ア 災害 レッドゾーン に所在する老 朽化した広域 型介護施設の 移転改築	(1)イ 災害イ エローゾーン に所在する老 朽化した広域 型介護施設の 改築	※4 R5終期予定 (2) 大規模改 修時に合わせ た介護ロボッ ト・ICTの 導入支援	(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業					(4) 新型コロナ ウイルス感 染拡大防止対 策支援事業	※4 R5終期予定 (5) 介護職員 の寄宿施設整 備事業
				ア 既存施 設のユニッ ト化改修	イ 既存の 特別養護老 人ホームに おける多床 室のプライ バシー保護 のための改 修	ウ 介護療 養型医療施 設等転換整 備	エ 看取り 環境整備	オ 共生型 サービス事 業所の整備		
介護老人福祉施設(定員30人以上)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
上記に併設されるショートステイ居室	○	○	○	×	○	○	×	○ ※3	○	×
地域密着型介護老人福祉施設	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○
上記に併設されるショートステイ居室	×	×	○	×	○	○	×	○ ※3	○	×
養護老人ホーム(定員30人以上)	○	○	○	×	×	×	○	×	○	×
養護老人ホーム(定員29人以下)	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×
介護老人保健施設(定員30人以上)	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
介護老人保健施設(定員29人以下)	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○
特定施設の指定を受けるケアハウス(定員30人以上)	○	○	○	○ ※2	×	○	○	×	○	○
特定施設の指定を受けるケアハウス(定員29人以下)	×	×	○	○ ※2	×	○	○	×	○	○
介護医療院(定員30人以上)	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
介護医療院(定員29人以下)	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○
都市型軽費老人ホーム	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○
小規模多機能型居宅介護事業所	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○
通所介護事業所	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
認知症高齢者グループホーム	×	×	○	○ ※2	×	○	○	×	○	○
看護小規模多機能型居宅介護事業所	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○
生活支援ハウス	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×
施設内保育施設	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
訪問看護ステーション(大規模化・サテライト型設置)	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
特定施設の指定を受ける介護付きホーム(定員30人以上)	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○
特定施設の指定を受ける介護付きホーム(定員29人以上)	×	×	○	×	×	○	○	×	○	○
有料老人ホーム	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
サービス付き高齢者向け住宅	×	×	×	×	×	×	×	×	○ ※4	×

- ※1 R5終期予定。その他のメニューも見直しの可能性有り。
- ※2 介護療養型医療施設の改修により転換される場合に限る。
- ※3 特養併設に限らない。
- ※4 多床室の個室化改修事業は対象外。